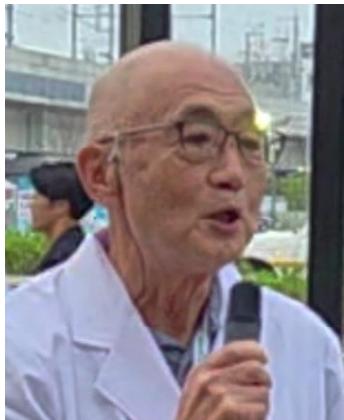


発行責任者・畠中 正好 発行日2026年1月20日 連絡先 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内
TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767 http://www.naxnet.or.jp/~waobz/ メール hatanaka8048@gmail.com



新年あけましておめでとうござります。
「いよいよ」代表 松井和夫

新年あけましておめでとうござります。
「いよいよ」代表 松井和夫

遅ればせながら、新年明けましておめでとうございます。

オブズマンの活動が効果を發揮し、市民に寄り添つた政治や行政に変えるため、みんなさんの大きな応援とお力添えを支えに、今年もがんばります。

本年もよろしくお願ひいたします。

せなが
ら、新年
あけまし
ておめで
とうござ
います。

新年を迎えて、みなさんが、今年こそ良い年であつて欲しいと願われたことで、は世の中は良くなりません。

しかし、高市新首相はこの政治献金問題にはケジメをつけようとせず、負け残り、企業団体献金規制は先送りし、この問題は無かつたことにしようとしています。その他にも、すさまじい物価の上昇、異常気象、相次ぐ地震。どうしても悲観的になりますが、今年を良い年にしたいのです。自分の力では変えられない未来も多

で自民党は国民の信頼を大きく損ない、総選挙で与党過半数を確保できませんでした。しかし、高市新首相はこの政治献金問題にはケジメをつけようとせず、負け残り、企業団体献金規制は先送りし、この問題は無かつたことにしようとしています。その他にも、すさまじい物価の上昇、異常気象、相次ぐ地震。どうしても悲観的になりますが、今年を良い年にしたいのです。自分の力では変えられない未来も多

いですが、変えることができることもあります。

は、政治献金の不正処理に端を発した裏金問題は、政黨は国民主の信頼を大きく損ない、総選挙で与党過半数を確保できませんでした。しかし、高市新首相はこの政治献金問題にはケジメをつけようとせず、負け残り、企業団体献金規制は先送りし、この問題は無かつたことにしようとしています。その他にも、すさまじい物価の上昇、異常気象、相次ぐ地震。どうしても悲観的になりますが、今年を良い年にしたいのです。自分の力では変えられない未来も多

また、和歌山の情報公開度は全国的に見て相変わらず低く、政務活動費情報公開度全国ランキン

今年もよろしくお願いいたし



新年あけましておめでとうござります

位でした。頑なに領収書のネット公開を拒否しています。

議員や政府、地方自治体などが情報公開を済るのは、隠したいこと、やましいことがあるからです。すべて私たちが払う税金が無駄につかわれているのです。情報公開は少しづつ進んではいますが、未だ十分ではありません。この無駄遣いをなくさせるには、情報公開をいつそう拡大させ、政治に透明性を持たせることが必要です。

オブズマンの活動が効果を發揮し、市民に寄り添つた政治や行政に変えるためには、みんなの大

きな応援と力添えが必要です。

森れい子県議が代表者の自民党支部に公開質問

事務所費が異常に高額 支出内容の説明求め！

当会は、昨年12月17日付けて自由民主党和歌山県和歌山市第十一支部代表者の森れい子県議に対し、同支部の2024年政治資金収支報告書の事務所費について、支出内容の説明を求める公開質問状を郵送しました。回答は期限としていた1月7日にありましたので次頁に掲載。

昨年11月28日から公開の収支報告書の点検活動から、当該自民党支部の事務所費が際立って異常に高額であり、不適切な支出が疑われるとして公開質問に及んだものです。

事務所費への計上金額は654万4140円。

この金額は、当該支部の過去5年で比較しても、当該年以外で最も高額の約91万円(23年)の7倍を超える額です。また、森県議の政治団体には、当該支部以外に、「星礼会」と「後援会」があります。これら3団体は事務所の所在が同じです。それなのに、星礼会の当該年の事務所費は約28万円、後援

会は0円です。さらに、当該支部所在地の「和歌山

市新八百屋丁25」は、森議員が昨年6月に新築された自身の居宅です。

また、それまでの所

（その後調査で森県議「8」は、森県議の実家）在地の「和歌山市新内8」は、森県議の実家の自宅と判明）があつた所でした。それ故、当該3団体は、森議員の自宅を事務所としていたということです。

そうすると、事務所費と予想できる家賃は無償提供の可能性が高く、家賃以外の電話や切手代などの支出では、そのような高額支出が考え難く、かかる高額は異常と指摘しました。

加えて、森議員が新築した自宅の建物には、通常、住宅ローンを組めば設定される抵当権が設定されました。

もつとも、問題のない事務所費なら、帳簿や領収書を公開して説明できるはずですとも。

【3団体の事務所費一覧表】

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
森議員の自民党支部	384,199	121,389	542,574	918,181	6,544,140
星礼会	240,500	207,910	191,249	607,299	276,865
後援会	0	0	0	0	0

なので、自宅の新築資金に政治資金が流用されあるいは、自宅の家賃として



公開質問への回答

**500万円の使途を説明
従たる事務所として一部を使用してき
た過去の家賃の追加支払いのため、そ
の物件の解体経費に支出した**

森れい子県議が代表者の自民党支部

市民オンブズマンわかやま
事務局長 畠中 正好 様
和歌山合同法律事務所内
(FAX073-433-2767)

回答書

回答書

(12月17日付公開質問状)

令和8年1月7日
自由民主党和歌山県和歌山市第十二支部

上記質問について、下記のとおり回答します。

記

当支部の令和6年分収支報告書における事務所費が例年に比べて高額となっている理由についてのお尋ねです。令和6年5月まで間、当支部は主たる事務所として新内所在の物件、従たる事務所として新八百屋丁所在の物件の一部を使用していました。

両物件の所有者が親族であったことから、家賃など使用の対価について特段の取り決めをすることなく、当支部において、物件の保険料や光熱費の一部などを負担してきました。令和6年6月、新八百屋丁所在の新築物件に支部事務所機能を統合し移転するのにあたり、物件所有者から従前の使用対価の追加負担を求められました。物件所有者が経済を一にしない親族であったことから、その資産を使用することについて相応の対価を支払うべき理由があると考え、物件所有者と話し合った末、新八百屋丁所在の物件を解体するのにかかる経費のうち500万円を使用対価の追加支払い額として、業者に支払い、その支払いを当支部の事務所費に計上したところです。

以上

回答受けて再び公開質問

全文掲載

森れい子県議が代表者の自民党支部へ

前文

当会の昨年12月17日付け公開質問へのご回答を1月7日付けていただきました。ご回答ありがとうございます。ただし、ご回答は、事務所費用のみのご説明であり、全額のご説明をいただけなかつたことは至極残念であり、その部分の用途もご説明いただきたいです。また、当該500万円は、従たる事務所として一部を使用してきた物件の過去の使用料の追加支払いのため、一部を使用してきた物件の解体費用500万円に充てたと言われていますことは、

ためにするための口実のように思われます。しかし、それらはさておき、ご回答の事実関係の透明性をたかめるため、ご回答に対する公開質問を次のとおり4点させていただきます（追加含めると5点）。

質問1 回答者の 氏名について

当会は、当該自民党第十二支部の代表者の森れい子様にご質問しまし



たので、ご回答者は森れい子県議さんと認識しておりますが、それでよろしいでしょうか。異なる場合に、回答者の氏名の記載を求める質問です。

質問2 従たる事務所の保険料や光熱費の一部負担について

ご回答では、「当支部において、物件の保険料や光熱費の一部などを負担してきました」と言われています。

しかし、従たる事務所分のそれらを負担されてきたことの具体例に基づく説明がなく、そのように言われるのみではどのようにでも言えることです。については、従たる事務所分を負担されてきたことの客観的な資料に基づくご説明を求める質問です。

質問3 従たる事務所として使用していた物件について

ご回答では、「従たる事務所として『新八百屋丁』所在の物件の一部を使用してきた」と言わせていて、所在の地番が記載されていず、物件の特定が不能なようになります。

しかし、「新八百屋丁」所在で、森れい子県議の親族所有の令和6年6月頃に解体した物件（建物）といふことに合致する建物登記としては、唯一、令和6年2月1日に取壊しされた「新八百屋丁24番地」所在の「木造瓦葺平屋建倉庫」、床面積「19・83m²」という物件の閉鎖登記が確認できました。その所在地番は24番地ですが、その土地は、区画整理の換地処分で平成4年5月にその地番になつたものであつて、換地前の地番が「25番番2」であつたことが登記上確認できます。

なので、換地処分前に建てられたその倉庫が25番と扱われていたとし

ても不自然ではないといえます。

また、取り壊される前のその倉庫の道路側の壁には、「ママの声を県政に」という横書きの大きな看板が掲げられていました。

そして、その看板があつたところ

は、森県議が2023（令和5）年11月までの議員としての政務活動用事務所として県議会に、「新八百屋丁25」と届けられていたところです。この事務所は「森れい子事務所」とされていました。しかし、それ以外に、自民党第十二支部の従たる事務所が存在したことが確認できる形跡はまったく見当たりません。

これらのことからすると、森れい

子事務所とされ、森県議の政務事務所として県議会に届けられている事務所のことをして、今回、単に、自民党第十二支部の従たる事務所として一部使用してきたと言われているとしか理解できません。そういう理解でよろしいでしょうか。理解が異なると言われる場合に、客観的な資料に基づくご説明を求める質問です。

質問4 500万円とする解体経費について

質問5（追加）

物件所有者と会計責任者が同一者であることについて

ご回答は、解体費用について、「新八百屋丁所在の物件を解体するのにかかる経費のうち500万円」を「業者に支払い」と説明されています。

しかし、該当物件として当会が特定した前記の倉庫は、床面積が僅か19・83m²という木造瓦葺平屋建の物件です。その解体経費が500万円というのは、いかにも高額すぎます。

森議員が代表者の貴支部が「従たる事務所として『新八百屋丁』所在の一部を使用」されてきた物件所有者の森議員の親族と、貴支部の会計責任者のフルネームが同一氏名であることから、同一者と認められます。

そういう理解でよろしいでしょうか。理解が異なると言われる場合に、客観的な資料に基づくご説明を求める質問です。

ご回答は、回答者の氏名を記載した書面により、FAXあるいは郵送にて、1月19日までにお願い致します。

そして、解体後の跡地に、森議員の親族（森議員と同居されていることも分かっています）所有の木造2階建店舗が新築されていることを考慮すると、森議員の同居の親族の資産形成のために使われた蓋然性が極めて高いと推量できますが、そういう理解でよろしいでしょうか。理解が異なると言われる場合に、客観的な資料に基づくご説明を求める質問です。



トピックス

続 報 超高額情報公開 開示手数料 (中林訴訟)

当会前号（170号）ニュースの編集部座談会中、見出しを超高額情報公開開示手数料としているところで、同手数料取消訴訟の12月4日の中間判決について、あくまで推測としていますが、「却下はない」と語っています。しかし、「却下」されたとのことで、終結になってしまったようです。その旨の連絡がかながわ市民オンブズマンからありました。

今後について、同オンブズマンは、再度情報公開請求をし相当額の手数料を納付した上で、「本件開示文書の電磁的記録の開示を受けられる地位にあることの確認を求める」という請求の趣旨により、公法上の法律関係に関する確認の訴えを起こすとしています。その際は、全国のオンブズマンに呼びかけて弁護団として中林教授の支援をしたいとの方針を示されています。却下判決文が当会に送られてきています。前向きにご検討いただける方は、当会の畠中までまずはご一報ください。

市民オンブズマン福井 元職2人の退職金返還 住民監査請求行う

市民オンブズマン福井は、福井市の元・副市長と前・上下水道事業管理者の退職金の返還及び、現・市長には当該2人の退職金相当の損害賠償を求める住民監査請求を

I R カジノ再申請 「見送り」 当県の宮崎知事語る

当県の宮崎泉知事は、先月23日の定例記者会見で、「カジノを含む統合型リゾート施設」（I R カジノ）の再申請について、「今回は申請を見送る」と語りました。国が再び行うという I R カジノ開設自治体の公募への申請のことです。国は、再公募を2027年5月から同年11月までの間で行うと先月17日に公表していました。

I R カジノについては、大阪 I R カジノが開業に向けて夢洲で建設工事がすすめられていますが、国が次のカジノ開設に向けて動き出したというもの。それを受け、中村裕一自民党県議は、先の12月議会で、誘致推進に前向きな姿勢を示しつつ、知事に再挑戦すべきだと促していました。その答弁でも知事は、再申請に否定的な意見を述べていましたが、改めて、定例記者会見で、その姿勢を鮮明にした形です。

そもそも、国は、国民をさらにギャンブル漬けにして金儲けしようとする I R カジノの拡大はやめるべきです。

行う。提出は12月8日。

元副市長は、福井市の情報を漏らしたとする地方公務員法（守秘義務）違反。昨年3月26日の略式起訴後の31日に辞職。罰金20万円の略式命令は辞職後に受けています。

前・事業管理者は、任期満了で2024年8月に退任。任期中の23年12月に行われた福井市長選挙の際、現・西行市長の個人演説会に参加するよう市職員に呼びかけたとする公職選挙法違反。退任後の昨年3月26日に略式起訴、4月に罰金30万円の略式命令を受けています。

当面の予定

1月20日 PM2:00～

ニュース発送作業日

1月29日 PM6:00～

会員会議(変則日)

2月24日 PM2:00～

ニュース編集会議

3月16日 PM2:00～

ニュース発送作業日

3月26日 PM6:00～

会員会議



次回会員会議のご案内

日 時 1月29日(木)午後6時～

(第5週の木曜日です。ご注意ください。)

場 所 和歌山合同法律事務所会議室